事前調査番号（集合）	
事前調査番号（巡回）	

業務で御使用の はかり の調査票

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務づけられています。
つきましては、下記の項目の太枠内にご回答いただき、はかりの使用状況の調査にご協力下さい。

1. 貴事業所についてご記入下さい。

事業所名称		定休日	曜日
事業所住所（通知文郵送先）		担当者（電話番号）	（　　―　　―　　）
使用場所住所			

2. 該当するものに〇印を記入して下さい。

①	貴事業所に、はかりはありますか？（貸与・リースを含む）	ある　・　ない
②	はかりを取引・証明に使用していますか？ ※「取引・証明」については、「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」をご参照ください。	はい　・　いいえ
③	ヤマト運輸から借りている はかり はありますか？	ある　・　ない

3. 予定の検査方法に〇印を記入して下さい。

A．埼玉県または埼玉県計量協会	B．代検査（民間の検査）
埼玉県、埼玉県計量協会の検査は、***検査日や検査時間の指定はできません。*** また、埼玉県の検査手数料は**当日キャッシュレス決済。**埼玉県計量協会の検査手数料は **当日現金払い**です。	代検査依頼先【　　】 実施（予定）年月日【　　年　　月　　日】

4. はかりの詳細をご記入下さい

No	はかりの種類 ※1	合格シールの検査年数	ひょう量（最大能力） kg	分銅おもり	台数	検定証印等の有無	検定年月	精度等級	メーカー はかりの型式	はかりの使用用途
例	電気式	なし	150ｋｇ	－	1台	(有)・無	2024.01	Ⅲ	A&D AD-6121	食材購入時の計量
例	電気式	なし	3/6ｋｇ	－	1台	(有)・無	'25.02	Ⅲ	イシダ IP-AI	食材の量り売り
例	電気式	なし	100/200ｋｇ	－	1台	(有)・無	28.05	Ⅲ	タニタ WB-260A	健康診断
例	指示はかり	2024	30ｋｇ	－	1台	(有)・無	29.08	O	ヤマト ―	宅急便取次
1					台	有・無				
2					台	有・無				
3					台	有・無				
4					台	有・無				
5					台	有・無				

詳しくは、「計量器（はかり）定期検査のお知らせ」をご参照のうえ、ご記入下さい。
※1　はかりの種類　　記入例：「指示はかり」、「懸垂指示はかり」、「棒はかり」、「不等比皿はかり」、「台手動」、「電気式」など。

合格シール：
使用中のはかりが定期検査に合格すると付されるシール

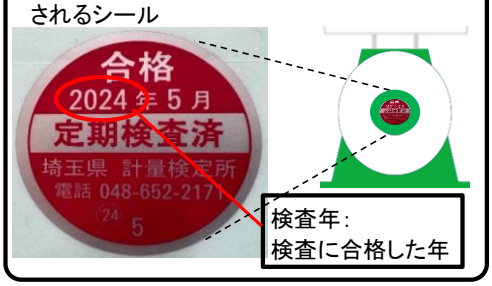

検定証印等：
はかりの製造時に国の基準に適合すると付される刻印

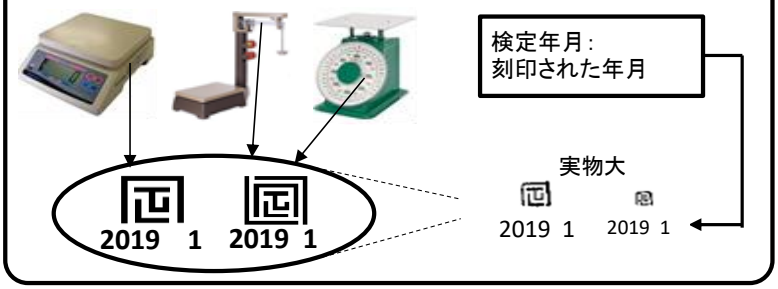

御協力ありがとうございました。御記入後は下記連絡先まで郵送・FAXまたはメールにて回答してください。

※埼玉県、埼玉県計量協会より問い合せ等があった場合は、御面倒をおかけしますが御協力ください。

〒350-1380　狭山市入間川1-23-5
狭山市役所 環境経済部 商工観光課
電話：04-2937-7538（直通）
FAX：04-2954-6262
メールアドレス：shokokanko@city.sayama.saitama.jp
（PDF化したものを添付してください）